平成２６年（フ）第３３３号
岩手県滝沢市穴口71番地25　早坂住宅103号
債務者　千葉　寿人
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８７号
新潟県村上市新町６番76号
債務者　山賀　正喜
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３２３号
愛知県稲沢市御供所町４番24―502号
債務者　海野　裕一
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２５０号
香川県小豆郡小豆島町堀越甲413番地
債務者　津田　章吾
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１０号
長崎県大村市水主町２丁目677番地３
債務者　小柳　秀樹
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
長崎県大村市水主町２丁目677番地３
債務者　小柳　英子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
長崎県諫早市多良見町化屋1781番地７　フレグランス草野103号、前住所長崎県諫早市多良見町化屋327番地187
債務者　宇野　広信
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
長崎県大村市久原２丁目1001番地２　市営久原アパート１号棟301号、前住所長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷1808番地２
債務者　久富　　薫
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
長崎県諫早市小長井町牧219番地12
債務者　馬場　綾子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇724番地の１　サンリットＧ101号
債務者　佐藤　優依（旧姓藤家）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第２２１号
秋田県男鹿市払戸字横長根54番地６　市営住宅横長根団地16号
債務者　阿部　直人
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６４号
大分市けやき台３丁目2215番地の４
債務者　朝倉　哲也
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１６号
仙台市太白区柳生４丁目18番地の７　アルマ五番館105
債務者　佐藤　裕亮
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７１９号
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字倉庭16番地　町営住宅―12―３
債務者　齋藤　勝彦
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
秋田市泉中央２丁目29番24号
債務者　山崎真梨奈（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０７号
茨城県ひたちなか市部田野740番地
債務者　横須賀和子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
千葉県木更津市本郷１丁目10番29号
債務者　東　　明美
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部